

公益社団法人新潟県社会福祉士会 会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人新潟県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、本会の入会金ならびに会費の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本会の定款第7条に規定する正会員（以下「正会員」という。）の入会金は、5,000円とする。ただし、日本社会福祉士会が入会年度において、満30歳を超えない者に入会金を補助する場合は、入会金を免除する。

(正会員の会費)

第3条 本会の正会員の年会費は、15,000円とする。
ただし、同一世帯に正会員が2人以上いる場合、2人目以降の年会費は、12,000円とする。ただし、日本社会福祉士会が入会年度において、満30歳を超えない者に会費を補助する場合は、会費を免除する。

2 第1項の年会費のうち5,000円は、公益社団法人日本社会福祉士会の年会費分として負担されるものとし、それ以外の目的には支出しない。

(賛助会員の会費)

第4条 本会の定款第7条に規定する賛助会費は、年間1口30,000円とし、1口以上の賛助会費を必要とするものとする。

(準会員の会費)

第5条 本会の定款第7条に規定する準会員の年会費は、5,000円とする。

(会費の納入)

第6条 年会費は、毎年4月1日から12月31日までの間に、当該年度分の全額を一括して納入するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、本会の会費に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第8条 この規則の改正は、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律ならびに公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この改正は、平成26年7月1日から施行する。
ただし、本会の正会員の年会費は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この規則は、2022年6月18日に改正し2022年4月1日より適用する。